

第12回東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議
議長声明（概要）

令和4年8月5日

【EASのレビューと将来の方向性】

●EASが、進化するASEAN中心の地域枠組みの不可欠な構成要素である、開放的、包摂的、透明かつ外向きのフォーラムであり続けることを再確認。EASにおけるASEANの中心的役割を再確認し、ASEAN中心の地域枠組みの不可欠な構成要素であるように全EAS参加国と緊密に連携することに対するASEANのコミットメントを強調。国連憲章の原則に基づく多国間主義及び国際法に基づく国際秩序の強化におけるEASの重要な役割を支持することを強調。（パラ3）

【協力分野】

●EAS開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の推進のためのマニラ行動計画（2018-2022）の下でのEAS協力分野における実質的な進展を認識。2022年12月の同行動計画終了前に、既存のEASのメカニズム及び関連するASEANの枠組みを通じて、EAS参加国及び関連するASEANセクショナルボディと緊密に協議し、また支援を受けて、時宜を得た行動計画の実施を確保するための取組を加速させる必要性を強調。後続のEAS行動計画（2023-2027）の採択を期待。（パラ6）

（国際保健及び感染症）

●新型コロナASEAN対応基金、ASEAN地域医療物資備蓄、ASEAN感染症対策センター等の公衆衛生上の緊急事態に対する準備及び対応の強化における進展を認識。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成のための取組の強化及び財務当局と保健当局間の連携強化を含め、このような地域のイニシアティブにおける補完的な協力分野を拡大、持続及び探索することへの支持を表明。（パラ20）

（災害管理）

●ONE ASEAN ONE RESPONSEに関するASEANの宣言の実施に対する支持を改めて表明。ASEAN防災緊急対応協定（AADMER）作業計画2021-2025の優先プログラムの実施を支持し、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の能力を強化することに対するコミッ

トメントを再確認。(パラ 2 4)

(ASEAN 連結性)

●域内外での連結性に関する様々な戦略の更なるシナジーを促進させる重要性を再確認。将来の公衆衛生上の緊急事態及びその他の危機に対処し、コミュニティのニーズに応えるための地域の強靱性を強化するために、持続可能なインフラ、スマートシティ、連結性及び交通を支援するための即時の資金動員が極めて重要であることを認識。(パラ 2 6)

●ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC) 2025 の効果的な実施のための ASEAN の取組に対する支持を表明。(パラ 2 7)

(経済協力及び貿易)

●世界貿易機関(WTO)をその中核としたルールに基づいた多国間貿易システムを通じて、市場の開放性、包摂性及び競争力を維持することへのEAS首脳のコミットメントを再確認。ASEANが中心的役割を果たしつつ、EAS参加国間の経済関係を強化する重要性を強調。地域経済安全保障、地域経済統合及びグローバル・サプライチェーンの強靱性を一層強化し、地域における開発格差を是正するため、EAS参加国が直面している共通の経済課題に関する一層の対話を慫慂。2022年1月1日に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効したことを歓迎し、同協定の完全かつ効果的な実施を期待。(パラ 2 8)

●ASEAN 包括的復興枠組(ACRF)の実施に関する実質的な進展に留意。ACRFの効果的な実施を支援するため、協力及び連携を引き続き促進することへのコミットメントを再確認。(パラ 2 9)

(海洋協力)

●EAS参加国間の海洋協力を強化することへの支持を表明。また、取組の重複を避けるため、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、拡大ASEAN海洋フォーラム(EAMF)等の他のASEAN主導のメカニズムとの補完性を強化する必要性を強調。複数の閣僚が、その前文において国連海洋法条約(UNCLOS)の普遍的かつ統一的な性格を強調し、UNCLOSが海洋及び海における全ての活動が実施されなければならない法的枠組みを定め、海洋分野における国、地域及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的に重要であり、その完全性を維持する必要があることを再確認する国連総会決議A/RES/76/72に留意。(パラ 3 5)

【地域及び国際情勢】

（朝鮮半島）

●北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験及び弾道ミサイル発射の最近の急増に重大な懸念を表明。この懸念すべき事態は、朝鮮半島における緊張の高まりを反映し、地域及び世界の平和と安定を脅かす。非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による継続した平和的な対話の重要性を強調。北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守することを求めた。全ての関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを改めて表明し、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。当事者による平和的な対話に資する雰囲気を促進する上で、ASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改めて表明。複数の閣僚が、拉致問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念に対処することの重要性を強調。（パラ 4 2）

（南シナ海）

●南シナ海の状態について議論し、信用と信頼を損ない、緊張を高め、また、地域における平和、安全及び安定を損ない得る、地域における埋め立て、活動及び深刻な事案について、複数の閣僚から懸念が表明された。相互信用と信頼を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動に当たって自制し、状況を更に複雑化させる可能性のある行動を回避する必要性を再確認。UNCLOSを始めとする国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。DOCで言及された事項を含め、南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得るクレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における非軍事化及び自制の重要性を強調。（パラ 4 3）

●南シナ海における平和、安全保障、安定、安全ならびに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。2002年の南シナ海における行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。進行中のASEANと中国の間での協力強化の取組を歓迎するとともに、相互に合意したタイムラインの中で、UNCLOSを含む国際法と整合的で、実効的かつ実質的な南シナ海における行動規範（COC）の早期妥結に向けた実質的な交渉の進展に

勇気づけられた。2022年5月25日から27日のシェムリアップにおける第36回DOC共同作業部会（JWG-DOC）の開催を通じて、COC交渉テキストシングルドラフトの対面での文言交渉が再開されたことを歓迎。UNCLOSを含む国際法と整合的な実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を期待。COC交渉に資する環境を維持し促進する必要性を強調。緊張を緩和し、事故、誤解及び誤算のリスクを軽減させ得る実践的な措置を歓迎。特に当事者間の信用及び信頼を強化するための信頼醸成措置と予防措置の実施の重要性を強調。UNCLOSを含む国際法を遵守することの重要性を再確認。（パラ44）

（台湾海峡）

●地域を不安定化させ、誤算及び深刻な対立を生じさせ得る最近の台湾海峡の情勢に対して懸念を表明。多くの国が一つの中国政策を改めて表明しつつ、会議は、大国間の紛争及び予測できない結果を回避するため、最大限の自制、挑発的な行動を控えること、及び国連憲章及び東南アジア友好協力条約（TAC）において記されている原則を遵守することの重要性を強調。（パラ45）

（ミャンマー情勢）

●ミャンマーにおける最近の情勢について広範に議論し、複数の参加国が非難した4名の民主化活動家の死刑執行を含む、同国の長期化する政治的危機について懸念を表明。2022年1月のフン・セン・カンボジア王国首相によるミャンマー訪問及び2022年3月及び6月下旬から7月初旬にかけてのミャンマーに関するASEAN議長特使としてのブラック・ソコン・カンボジア王国副首相兼外務国際協力大臣によるミャンマー訪問を通じたものを含め、状況に対処するための取組を歓迎。5つのコンセンサスの適時かつ完全な実施における限られた進展及びネーपीードー当局のコミットメントの欠如に深く失望。地域の平和と安定に対するコミットメントを改めて表明するとともに、人道支援の提供を含め、ASEANが積極的、平和的かつ建設的にミャンマーを支援する用意があることを表明。ミャンマーに関するASEAN議長特使が、可能な限り早期にミャンマーの全ての関係者と関与しなければならないことについて一致。（パラ46）

（暴力的過激主義、急進化、テロ対策）

●国、準地域及び地域レベルでのテロ対策の効果的な実施を通じて、暴力的過激主義及び急進化に対抗するというコミットメントを再確認。（パラ47）

（持続する地域的枠組）

●より広範なアジア太平洋及びインド洋地域におけるASEANの関与のための指針としてのインド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)の重要性に留意。相互信頼、相互利益及び信用を一層促進し、地域の平和及び反映に貢献するため、AOIPで特定された優先分野、すなわち、海洋協力、連結性、持続可能な開発目標(SDGs)、経済等の分野における協力を強化し促進することを慫慂。(パラ49)

(ウクライナ情勢)

●ウクライナにおける戦争に関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認。国連憲章、ASEAN憲章及び東南アジア友好協力条約において記されている国際法の基本原則の遵守を繰り返し求めた。敵対行為の即時停止と紛争の平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。平和的解決の追求における国連事務総長の取組を支持。ウクライナにおいて困窮している人々に対する人道支援への安全で妨害されることのないアクセスの促進を求めるとともに、一般市民、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々の保護を求めた。ウクライナにおける状況の根本的な原因に対処すべきでもあり、全ての国に関する正当な懸念は考慮されなければならないという見解に留意。(パラ50)

(その他の事項)

●2022年11月にカンボジアにおいて開催予定の来る第17回EASの準備について議論。(パラ52)

●2023年にインドネシアで予定されている第13回EAS外相会議の開催を期待。(パラ53)